

「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画」の改訂(素案) へのご意見を募集します

本計画は、南部地域における「まちの本質的な価値をつくる」ことを趣旨として、令和3年(2021年)3月に策定され、学校跡地活用の方向性や、旧庄内さくら学園中学校(旧第十中学校)、旧野田小学校、旧島田小学校の跡地活用に関する前提条件等を示しています。

このたび、旧庄内さくら学園中学校および旧野田小学校に関する内容を更新するとともに、(仮称)南校開校によって生じる学校跡地活用に関する前提条件等を新たに示すため、計画の一部を改訂します。

つきましては、計画改訂にあたっての基本的な考え方に関して、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

意見提出期間

令和6年(2024年)1月22日(月)~2月11日(日)

意見の提出先・問合せ先

豊中市 都市経営部 経営戦略課(豊中市役所第一庁舎3階)
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
電話 06-6858-2745 ファクス 06-6858-4111
市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

○応募対象者

豊中市に在住する人や在勤・在学する人、その他利害関係を有する人であればどなたからでも、応募いただけます。

○意見の提出方法

別紙1の「意見提出用紙」か、便箋などの用紙に、意見と住所、名前、電話番号を記入し、直接ご持参いただくか、郵便またはファクス、市ホームページのインターネット募集フォームにてご提出ください。「意見提出用紙」以外の用紙を使う場合は、必ず『南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の改訂素案(追加分)への意見』と明記してください。

○意見の取扱いなど注意事項

- ・ 今回の意見募集の対象は、改訂箇所のみとなります(別添の新旧対照表参照)。
- ・ 提出された意見は、名前・連絡先等を除き、公表されることがあることを予めご了承ください。
- ・ 意見に対して、市は個別には回答いたしません。いただいた意見の概要と市の考え方を、市政情報コーナーと庄内・新千里出張所、市ホームページで一定期間公表します。
- ・ この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨が不明瞭な意見については、市の考え方を示さないことがあります。